

西畑里づくり計画



令和2年9月

西畑里づくり協議会

目 次

第1章 西畑地区の概要

- (1) 西畑地区の立地条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
- (2) 西畑地区の人口統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
- (3) 西畑地区の営農状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
- (4) 地区の行事等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4
- (5) 農村用途区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7
- (6) 地区の問題点及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8

第2章 地区の整備の目標及び方針・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9

第3章 農業振興計画

- (1) 営農環境の維持・改善・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
- (2) 獣害対策・・・・・・・・・・・・・・・・ p.10

第4章 環境整備計画

- (1) 西畑の主な施設・・・・・・・・・・・・・・・・ p.11
- (2) 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13
- (3) 地区内のシンボル・・・・・・・・・・・・・・・・ p.17

第5章 土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・ p.19

第6章 農村定住起業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ p.19

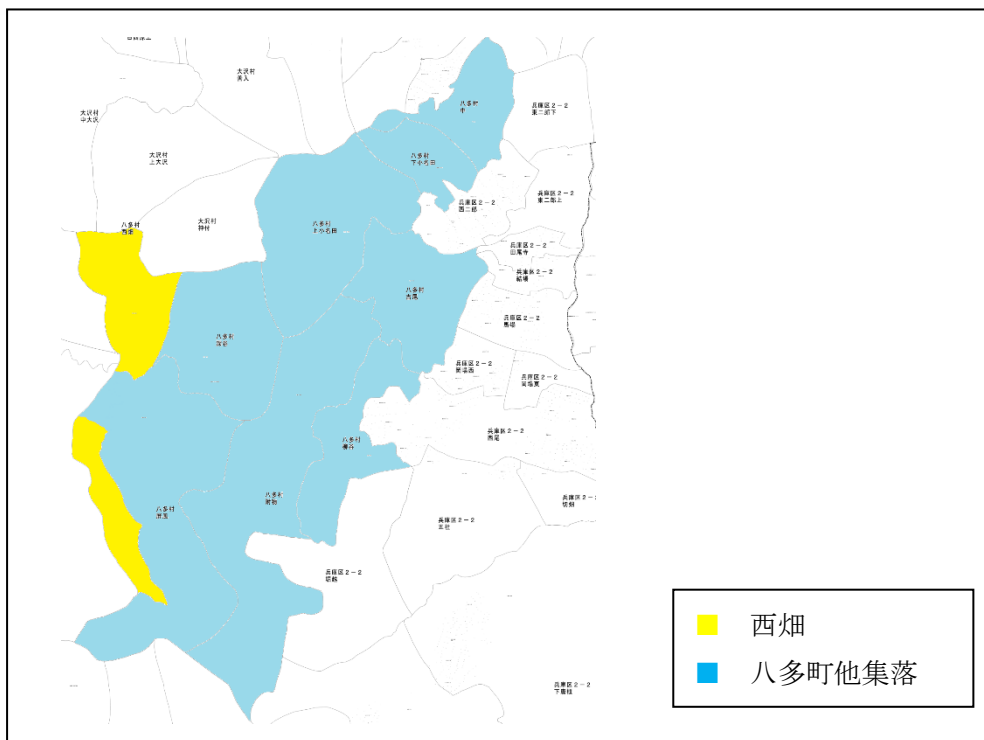
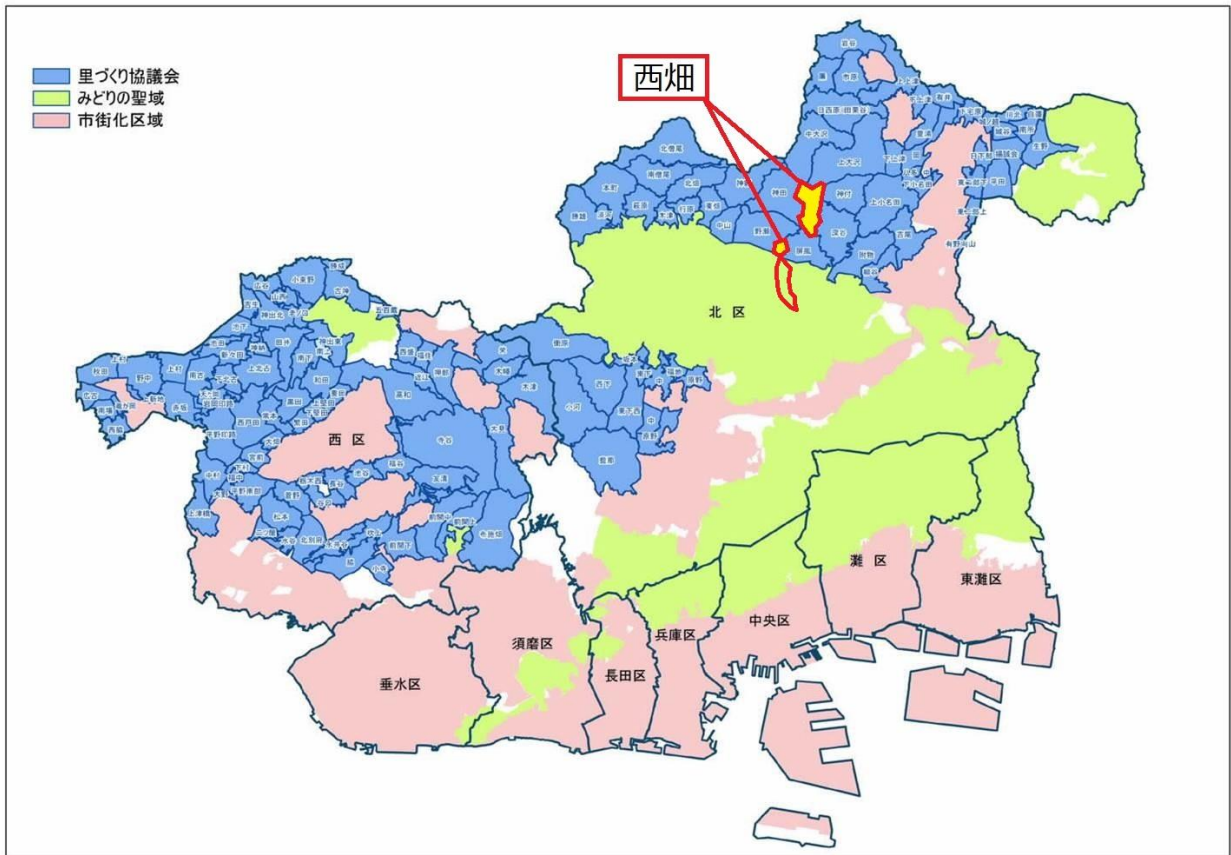
西畑里づくり計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・ p.22



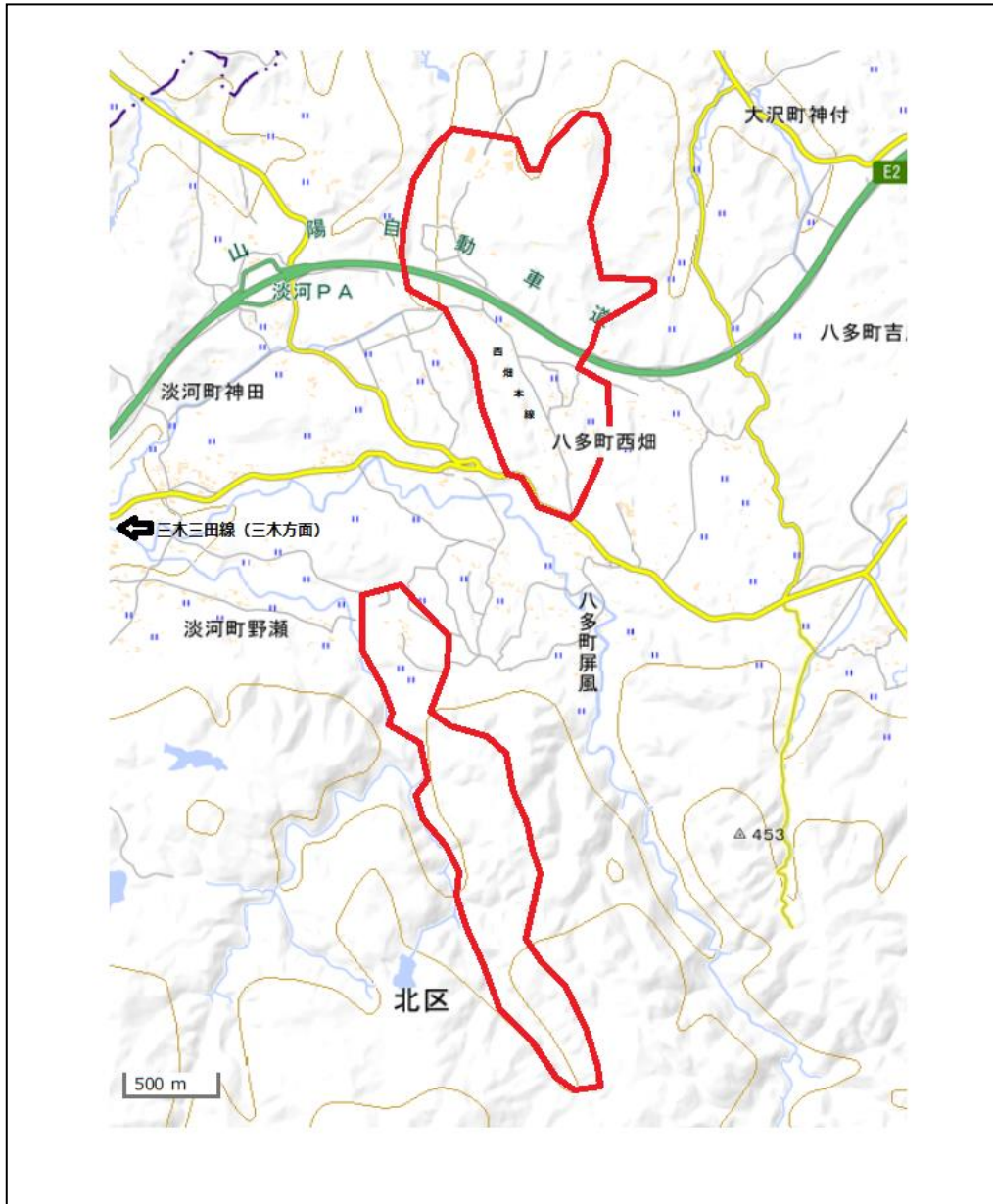
表紙の写真について

- ① 滝地区の由来となった滝
- ② 八多グリーンヴィレッジ
- ③ 八多町銘木（やまもも）
- ④ 公会堂と西畑神社
- ⑤ 鳴川圃場整備工事安全祈年祭（祝詞奏上）
- ⑥ 鳴川田園風景

第1章 西畑地区の概要



西畑の位置図



『国土地理院 地理院地図』

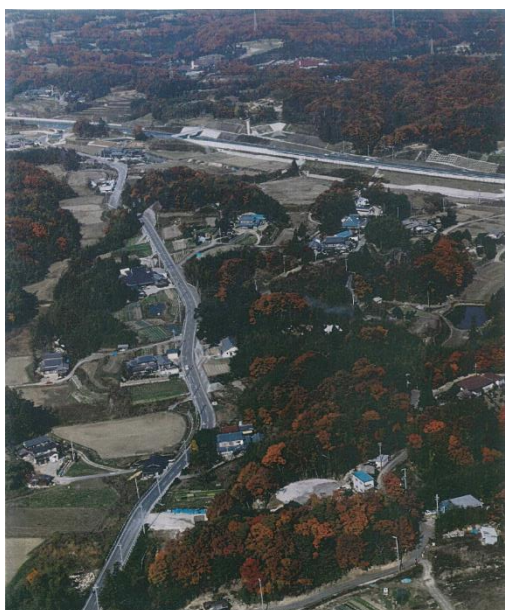
西畑地区図

(1) 西畑地区の立地条件

西畑は八多町の西部に位置している。本郷，滝，鳴川の三地区に分かれており鳴川地区は屏風地区をまたいだ飛地として位置している。当集落では各地区にそれぞれ神社があるため，集落に3字の神社を持つといった特色がある。神事なども各地区それぞれで行われている。

集落内の移動では西畑本線，集落外への移動では三木三田線が隣接しており生活において重要な役割を果たしている。

丹生山を挟んで黒甲峠を介して山田町に接しており，昭和初期までは徒歩でこの峠を越えていた。車での移動が主となる以前は神戸港に向ける際には黒甲峠を越えて有馬街道を平野に抜けるのが近道であったためだと考えられる。



左：本郷・滝地区航空写真（平成8年）
右：鳴川地区航空写真（平成3年）

(2) 西畑地区の人口統計（国勢調査より）

	2005年	2010年	2015年
世帯数	30	34	30
人口	110	109	92

(3) 西畑地区の営農状況（農林業センサスより）

	2005年	2010年	2015年
農家戸数	28	24	20
専門農家	5	5	2
第1種兼業農家	2	1	4
第2種兼業農家	21	18	14
農家人口（人）	98	76	62
農地面積(a)	1,992	1,654	1,590
田	1,937	1,590	1,439
畑	52	34	119
樹園地	3	30	32

(4) 地区の行事

① 住吉神社（滝）

- ア 七月十六日 夏祭り
- イ 十月十六日 秋祭り

② 西畑神社（本郷）

- ア 一月六日 祈年祭
- イ 七月十日 夏祭り
- ウ 十月十日 秋祭り

③ 感神社（鳴川）

- ア 二月第三日曜日 御頭祭
- イ 十月第四日曜日 秋祭

1



4



2



5



3



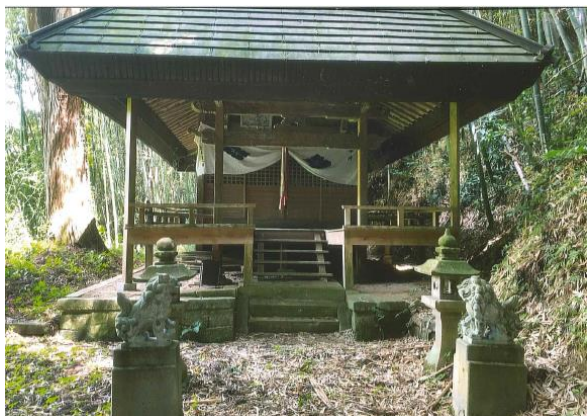
6



西畑集落の風景

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1 西畑交差点 | 4 西畑神社 |
| 2 公会堂前を南北に
走る西畑本線 | 5 高速道路高架を抜
けた位置から滝地
区を望む |
| 3 八多グリーンヴィレッジ | 6 きのこハウス |

1



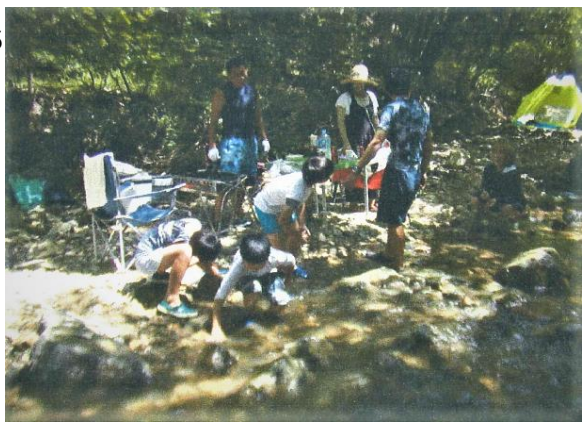
4



2



5



3



西畑集落の風景

1 滝地区の住吉神社

4 鳴川新池

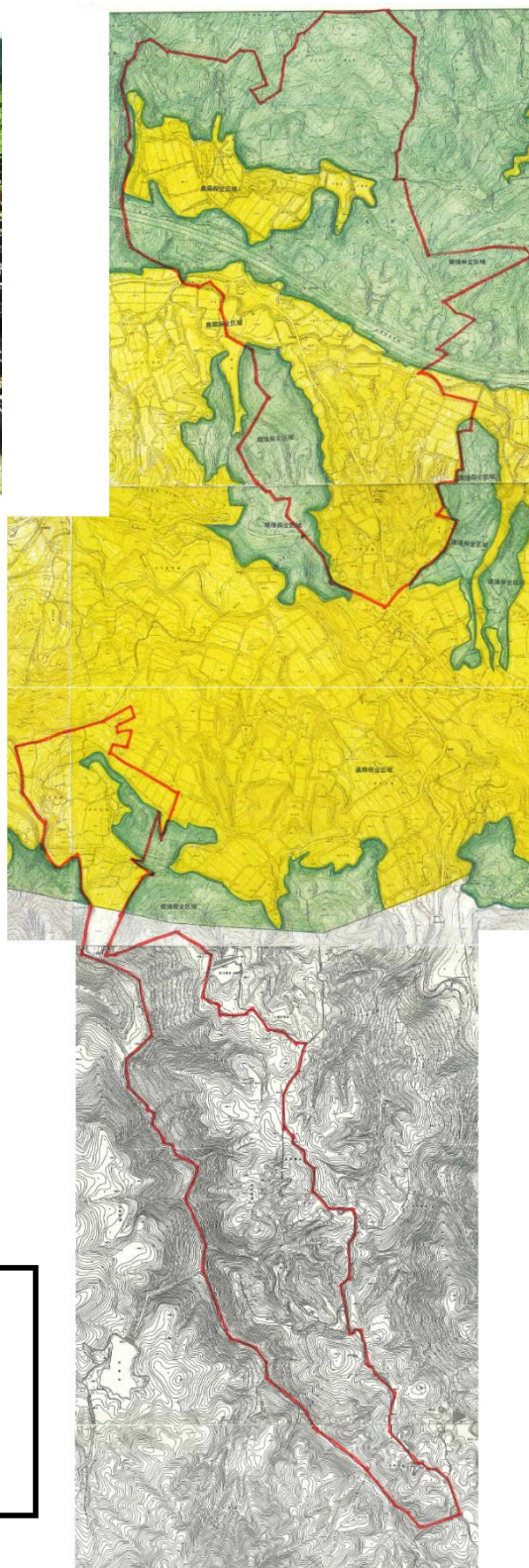
2 鳴川感神社

5 鳴川の清流

3 鳴川の圃場

(5) 農村用途区域

西畑の農村用途区域は、農業保全区域と環境保全区域からなっている。農村用途区域に関し、現在定められている区域設定を変更しないものとする。(写真：地区で生産されている農産物)



(6) 地区の問題点及び課題

① 農業振興

地区内農業者の後継者不足が進行している。

農地はほとんど圃場整備されているが、それでも区画が小さな農地も多くそれらの維持管理が難しくなっている。兼業農家が主体となって、国庫事業「多面的機能支払交付金制度」を活用しながら農地の保全を行っている。

今後、農地の持続的な保全に向けて、担い手の確保等対策が望まれる。

② 少子高齢化

地区内の少子高齢化が進んでいる。現在、地域内には小中学生は少ない。

町全体でも小学校の生徒数は少なく、原因としては子育て世代は地域外の学校に通学させようとして地域外に流出してしまっている現状がある。

今後は、現在2、3軒ある空き家には子育て世代を受け入れていくなど、地域全体で対策を検討していく必要がある。

③ 地区内の通り抜け

近隣のゴルフ場を利用する客が、見通しの悪い道を危険なスピードで通り抜けており、今のところ事故は起きていないが、対策を講じる必要がある。

また、地区内の狭隘な道路に関して以前から道路の拡幅について行政に希望を出している。今後も引き続き要望は続けていく。

④ ゴミステーションへのポイ捨て

本郷、滝地区のゴミステーションは交通の便が良いところにあり、通行人によるポイ捨てが横行している。今後の対策として防犯カメラの設置などを補助事業の活用も含めて検討していく。



滝地区のゴミステーション



鳴川地区のゴミステーション

第2章 地区の整備の目標及び方針

西畑の資源を活かして、地域の活性化および安全で住み良い環境づくりを基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

- 1 農業を振興するための条件整備
- 2 誰もが住みよい生活環境の整備
- 3 空き家活用による里づくり支援施設の整備

第3章 農業振興計画

(1) 営農環境の維持・改善

① 本郷・滝地区の営農環境

本郷・滝地区ではため池を水源とした水稻主体の営農を行っている。また、小面積ではあるが野菜栽培（トマト、なす、スイートコーン、野菜苗等）に取り組み農協直売所に出荷している農家もいる。また、昔からの名産品である筍も出荷している。

西畑の特筆すべきことは、休憩所を設けた大型市民農園「八多グリーンヴィレッジ」を開設し、市民に農業生産の楽しさと憩いと安らぎの場を提供している。

② 鳴川地区の営農環境

鳴川地区は、「清流の里」ともいわれており、鳴川清流の水を利用した営農が行われている。水稻栽培では、酒米「山田錦」、良質米「コシヒカリ」、環境創造米「キヌヒカリ」、及び農協への作業受託による「飼料米（WCS）」が栽培されている。野菜は自家野菜主体であるが一部農協直売所に出荷している。

③ 営農環境の問題

西畑集落は八多町の中でも最も高齢化が進んでいて担い手不足の状態である。後継者がいない農家も多く、将来の営農環境の見通しは明るいとは言えない状況だが、農地の保全を行い、将来に良好な営農環境を引き継いでいく。

集落内の多くの農地は圃場整備を平成20年ごろには終えている。パイプラインは15年ほど耐久年数があると言われていたが10年程度しか経っていない現在でも少しずつ不具合が発生している箇所がある。今後も地域で農業を営んでいくにあたって修理や日常管理を計画的に進めていく必要がある。

また、土地の形質上、圃場整備を行ってもなお1反に満たない機械の導入が困難な農地もある。担い手が減少しているなか、集落の環境を維持していくために効率的な農地維持の方法を模索していく。

④ 市街化住民との交流

現在、地区内には開設して20年の市民農園「八多グリーンヴィレッジ」があり市街地の住民が農作業を楽しんでいる。また、その周辺においても社会福祉法人「たんぼぼ」によるきのこ栽培や高床式砂栽培での野菜作りが行われている。その他にも市街地にある学童保育所による野菜の栽培体験が行われている場所もあり市街化区域の住民との交流は多い。

今後の地区の営農環境を保全していくためにも現在のような農福連携の取組みも続けながら市街化住民との交流を続けていく。

(2) 獣害対策

イノシシ・アライグマ・ヌートリア等による農産物被害が多発している。作物そのものの被害の他、掘り返しによる被害も大きい。補助事業を活用し、電気柵設置は進めているが、特にイノシシによる被害は続いている。今後も電気柵の適切な設置・管理や、農産物残渣の適切な処理等、被害軽減に向けた対策を行っていく。

鳴川では過去に二度ほどイノシシ対策のために地域で農地を電気柵で囲うといった取り組みを行っている。しかし、近年のイノシシは電柵があっても農地を荒らすようなこともあり、早急に次の対策案を検討する必要がある。



営農風景



農地維持活動



鳴川地区に設置されたイノシシ侵入防止電気柵及び掘り返し被害跡

第4章 環境整備計画

(1) 西畑の主な施設

① 本郷・滝地区

ア 西畑公会堂

平成7年に新築された。西畑住民の集会、憩いの場、懇親の場として利用されている。

所在地：北区八多町西畑 403

イ 八多グリーンヴィレッジ

市民農園整備促進法に基づき、国庫補助事業により整備された市民農園。平成11年に開設。共用の休憩所の他、ミニログ（小屋）付きの農園もある。

所在：北区八多町西畑 477

ウ ため池

(ア) 濁上池

所在地：北区八多町西畑字滝ノ脇 226

堤高：6.9m 堤長：75m 貯水量 11 千 m^3

(イ) 濁下池

東播用水から受給しているため池。滝地区へ農業用水を供給している。

所在地：北区八多町西畑字滝ノ脇 228

堤高：4.1m 堤長：30m 貯水量：19.5 千 m^3

(ウ) 西畑新池

本郷地区へ農業用水を供給するため圃場整備の際に整備されたため池。東播用水から受給している。池から見て尾根線越しにも農地があるため、ポンプを活用しながら地区内に水を行きわたらせている。

所在地：北区八多町西畑字畑ノ上 374

堤高：7m 堤長：41m 貯水量：9 千 m^3



濁下池



八多グリーンヴィレッジ

② 鳴川地区

ア 鳴川

年中清流が見られる川。夏季には幼稚園児が水遊び，家族でのバーベキューなどに訪れている。

イ ため池

・鳴川新池

平成17年に圃場整備工事と一体に築造したファームポンド。地区内唯一のため池。鳴川井堰を水源としており，4月に池を空にして点検及びゴミ上げ，5月と7月の年2回進入道路及び周辺の草刈りを行っている。

所在地：北区八多町西畑字市太郎畑 944

堤高：4.1m 堤長：30m 貯水量：0.93m³

ウ 鳴川感神社

祭神は素戔鳴尊（すさのおのみこと）

昭和34年9月の伊勢湾台風の被害を受け全壊。昭和36年に従来の八多神社より分離し，祭神は姫路の廣峰神社より勧請，区域の鎮守社として再建し現在に至っている。1名の神社総代のもと，2月，10月の年2回全員で参っている。

エ 鳴川薬師堂

地区のほぼ中央に位置する薬師如来像を祀った建物。昔，村で疫病が大発生したときに建立し，老朽化したため平成11年に再建した。地区住民のコミュニティ，憩いの場として，毎月の定例会のほか各種会合の場としても利用されている。

オ 鳴川農村広場

圃場整備事業の異種目換地で用地を設け，感神社前にゲートボール場として整備したもの。

所在地：北区八多町西畑字宮ノ前 893 面積：922 m²



鳴川薬師堂



鳴川農村広場

(2) 生活環境

① 安全対策

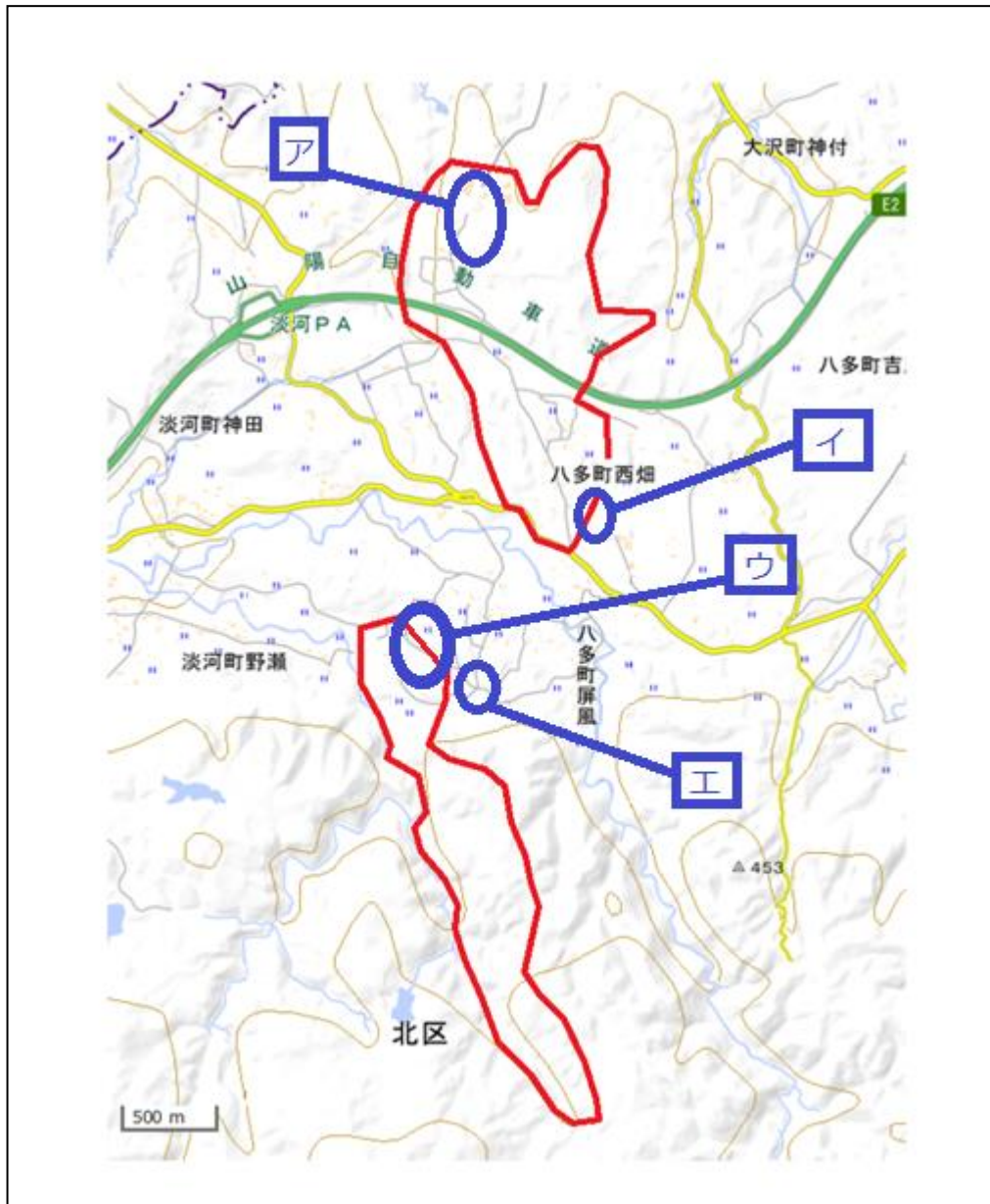
地区内に改善要望のあった地域を以下にまとまる。以下の地域は住民への周知を行い、注意喚起を促す。

ア. 滝地区には細い道があり通行には注意する必要がある。拡幅を要求している場所である。

イ. 道幅が狭く車両の通行に難がある。拡幅を要求している場所である。

ウ. 屏風から鳴川地区に進入する道路は見通しの悪いカーブがいくつか存在する。

エ. 四叉路になっており，道を間違いやすい。



集落内交通注意箇所図



ア地区付近

道路幅がすれ違うのに十分な余裕がない上に、緩やかにカーブしており見通しが悪いため通行に注意する必要があります。



イ地区付近

道路の幅が狭くなっており、すれ違いが困難である。道路幅の拡幅を要求しており早急な改善が望まれる。



ウ地区付近

当該地域は見通しの悪いカーブが2箇所あり、カーブミラーの設置を希望している。



エ地区

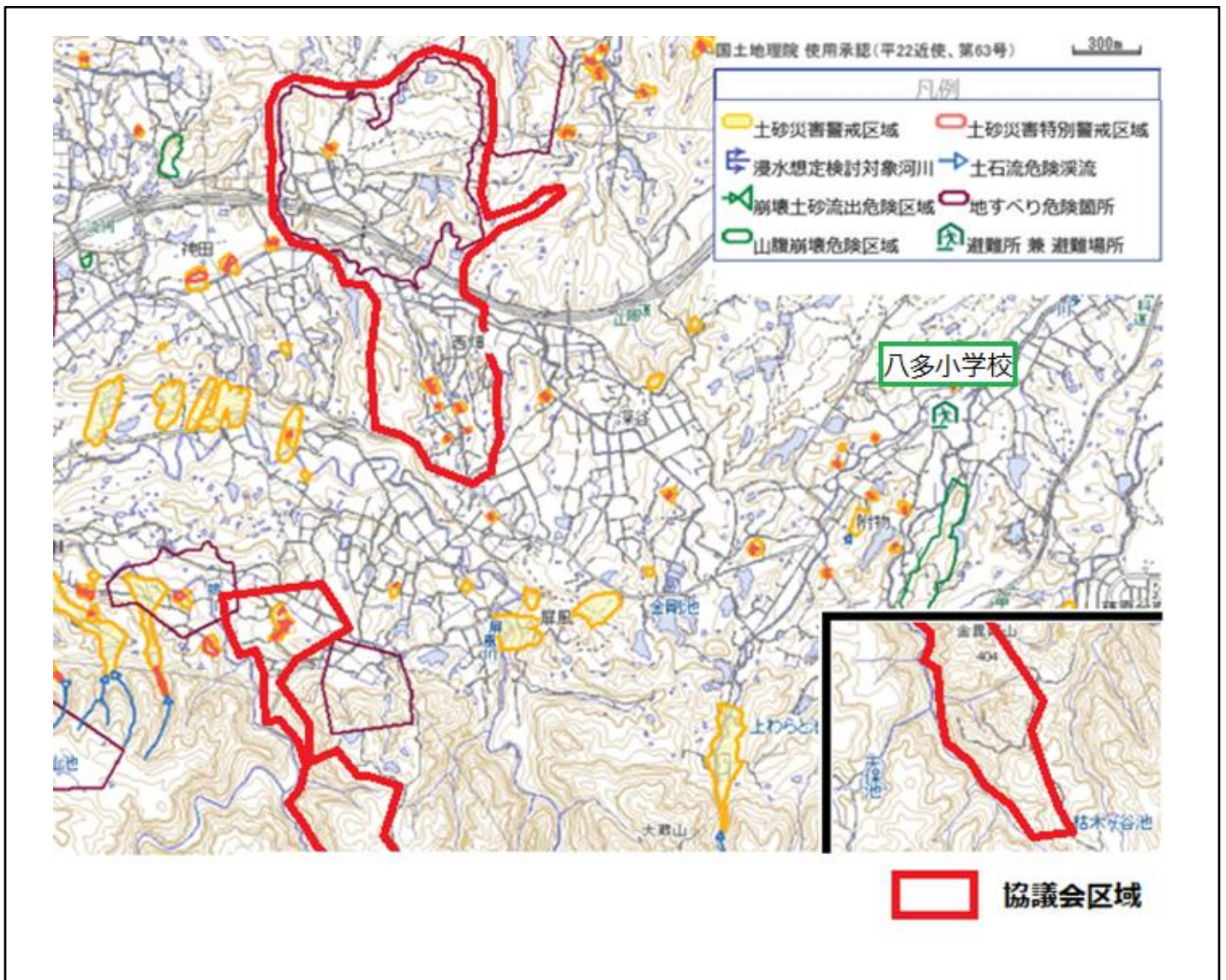
当該地域は見通しの悪い上に四叉路になっており鳴川地区を目指す来訪者が道を間違えることが多いため、道路標識の設置を希望している。

災害警戒区域

西畑地区内において土砂災害警戒区域等は以下の図面の通りである。公民館のある地域の周辺に土砂災害警戒区域が点在しており避難の際には注意が必要である。また、西畑川の東斜面に地すべり危険箇所が指定されている。

滝地区一帯は地すべり危険箇所に含まれている。平成5年ごろの地すべりブロック設置を皮切りに平成22年まで杭工，水抜きボーリング工，集水井設置など国庫事業等を活用し必要に応じて施工，設置を行ってきた。現在もそれぞれ必要なものは機能診断調査，整備を定期的に行っている。

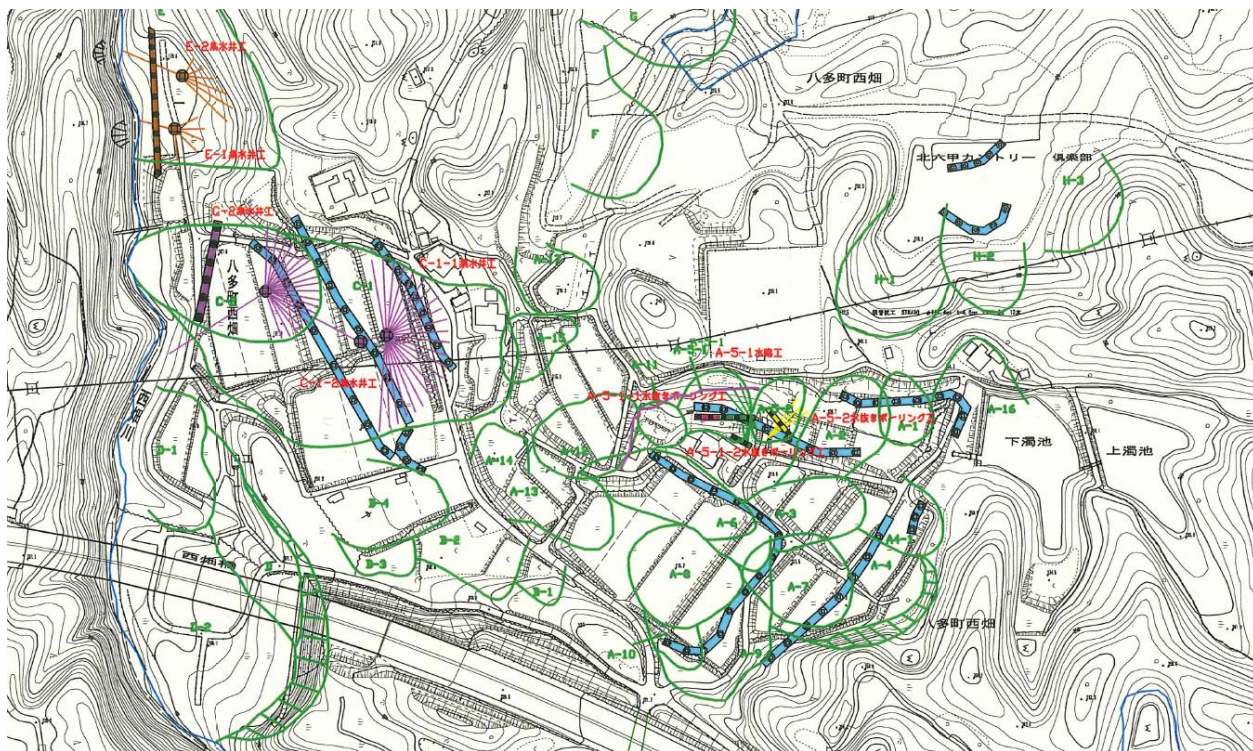
災害時の避難場所は八多小学校となっているが，公会堂からの距離は約3km程度離れているので大雨が予想されるような時には事前の避難が重要となる。



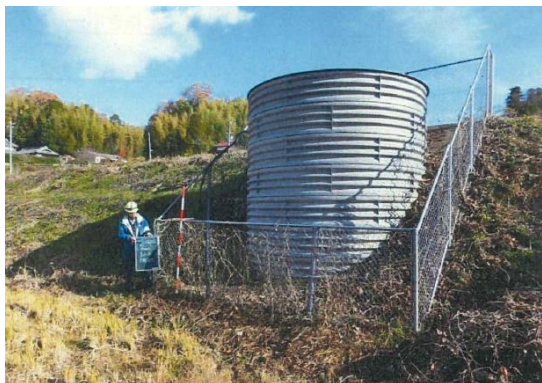
土砂災害警戒区域

『兵庫県ハザードマップ』より

地すべり危険箇所における対策工事概要図

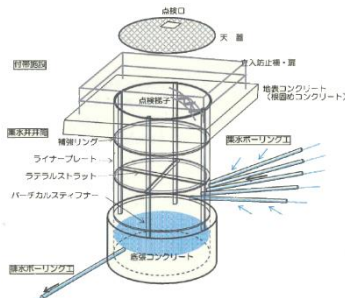


水抜きボーリング工



集水井

凡 例	
	県事業施工
	平成5年度施工
	平成6年度施工
	平成7年度施工
	平成8年度施工
	平成9年度施工
	平成10年度施工
	平成11年度施工
	平成12年度施工
	平成13年度施工
	平成14年度施工
	平成15年度施工
	平成21年度施工
	平成22年度施工
	平成23年度施工
	平成24年度施工
	平成25年度施工
	平成26年度施工
	平成27年度施工
	地すべり防止区域
	地すべりブロック
	鋼管杭工
	RCP工
	CIP工
	水抜きボーリング工
	集水井
	地表水路工
	雨渠工
	明渠渠工
	土留工
	積土工
	押盛土工
	法面保護工
	施工年度不明



(3) 地区内のシンボル

① 両国橋

西畑川は隣町の淡河町神田との境界を北方に進み大沢町を経て吉川町へ合流する。この川が淡河町との境界を流れるようになってから西畑と神田を結ぶ道には昔から十数メートルの木橋が架けられていた。旧摂津国に位置する西畑と旧播磨国に位置する神田を往来する橋であったため、この橋は両国橋と命名されていた。

現在ある橋は昭和 54 年に再架橋されたものである。



両国橋

② やまももの木 (八多町銘木)

滝地区にある巨大なやまももの木。八多町銘木に指定されている。



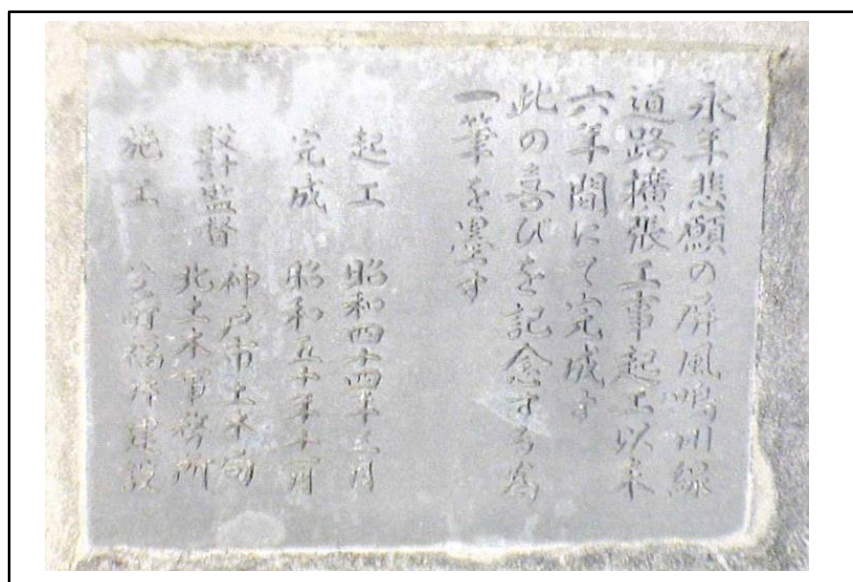
③ 鳴川道路拡幅銘板

鳴川に続く道路の拡張工事が終わった事を記念した銘板。

『永年悲願の屏風鳴川線 道路拡張工事起工以来

六年間にて完成す

この喜びを記念する為 一筆を墨す』



第5章 土地利用計画

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進める。

秩序ある土地利用を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成に努めることが大切であり、法令を順守して活性化を推進していく必要がある。

・農村用途区域の設定

「農業保全区域」 ほ場整備による優良農地のまとまりを中心として散居家屋などを含めて指定されている。当面区域変更は計画しない。

「環境保全区域」 里山等を主体として指定されている。当面区域変更は計画しない。

第6章 農村定住起業計画

事 項	内 容
里づくり計画の整備や方針 地域の目標 ～農村定住起業に関する方針	地域の課題(高齢化、地域活性化、農業担い手確保)改善に向けて、古民家を活用した集落の活性化に地域ぐるみで取り組む。 具体的取組みは、下記に定め、事業の進捗にあわせ、都度地域住民と起業者において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。
農村定住起業による地域の活性化の目標	農村定住起業の取組では、里づくり計画に掲げる基本目標(空き家の活用、雇用の創出、農家所得の向上、若者人口の定着)を達成するため、地域と起業者が協力のもと、里づくり拠点(農村定住起業施設)での従業員雇用、地区内事業者との連携、食材用農産物の生産を調整しながら、将来的には、「地域ブランド(ご当地グルメ等)」となる特産品の開発とそのPRを行い、持続的な地域活性化を図っていく。
地域コミュニティへの参加・受入れ及び地域資源の活用の際のルールづくり	地域へ移り住むあらたな仲間と将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取組むものとする。 (共通ルール) ・農家レストランでは、地域農産物を過半以上使用出来るよう積極的に起業者と生産者において、企画計画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・施設への来場者対策として、特に駐車場確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等計画する。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。 ・地域奉仕は、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。

既存建築物の活用に関する事項

適用区域	農業保全区域
施設用途の制限	農産物直売所・加工場，農家カフェ（飲食店）
具体的な事業計画	<p>① 「食」と「農」をテーマに地域食材を中心にした食事を提供し、「地域ブランド」のPRに努める。オーガニックな手法を用いた農産物を主に取り扱う。</p> <p>② 地域の活性化、景観の保全、また、周辺環境の美化を行い、次世代に自信を持って継承できる魅力ある西畑集落をめざし、地域出身の後継者の里帰りは勿論のこと、他地域との交流人口を増やし、西畑地域の仲間として定住を推進する取り組みとしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置や所在 次頁参照 農産物直売所・加工場，農家カフェ 住所：北区八多町西畑 382-1 (地番：北区八多町西畑字畑ノ上 3 8 2 番地 1 493 m²) 建物面積 162 m²の内、特殊用途部分 約 56 m² 駐車場 224 m² ・農村定住起業者 [REDACTED] 定住者 [REDACTED] <p>(個別ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行ルート 施設は県道（主要地方道）付近に位置しているため、交通には注意する。 店の前が狭くなっており、来訪者に対して通行に注意するよう周知する。 ・近隣住民の同意 隣接住民と協議同意を得る。 隣保・水利組合と協議同意を得る。 ・周辺環境 治安の悪化、騒音などの環境保全に留意した運営を行う。 音・熱・反射光・ゴミ・匂いなどについて担当責任者をきめ、対応協議できるようにする。 ・食材等 西畑地区の農産物を積極的に活用し、確保が困難な場合は、神戸市内のものを活用する。 ・ルール 計画段階において地域と確認した上記ルールを確実に履行し、その状況が維持されるよう運営を行う。

施設周辺における交通の機能の確保、駐車場の整備	客層として集落外の住民をメインターゲットとし、自家用車での来場者等の駐車場を確保する。
周辺の農村環境や景観等への配慮	西畑集落景観に調和した建物意匠とする。 地域の美化活動など清掃作業を地域とともに取り組む。
その他必要な事項	農村定住起業は自らの事業のほか、必要に応じ西畑集落のPRをHP等により行う。

農村定住起業施設一覧

番号	氏名	業種	所在地	コミュニティルール
①	■■■■■	農産物直売所・加工場 農家カフェ	北区八多町西畑 382-1	通行ルール 近隣住民の同意 周辺環境 地域食材の使用



農村定住起業①位置図